

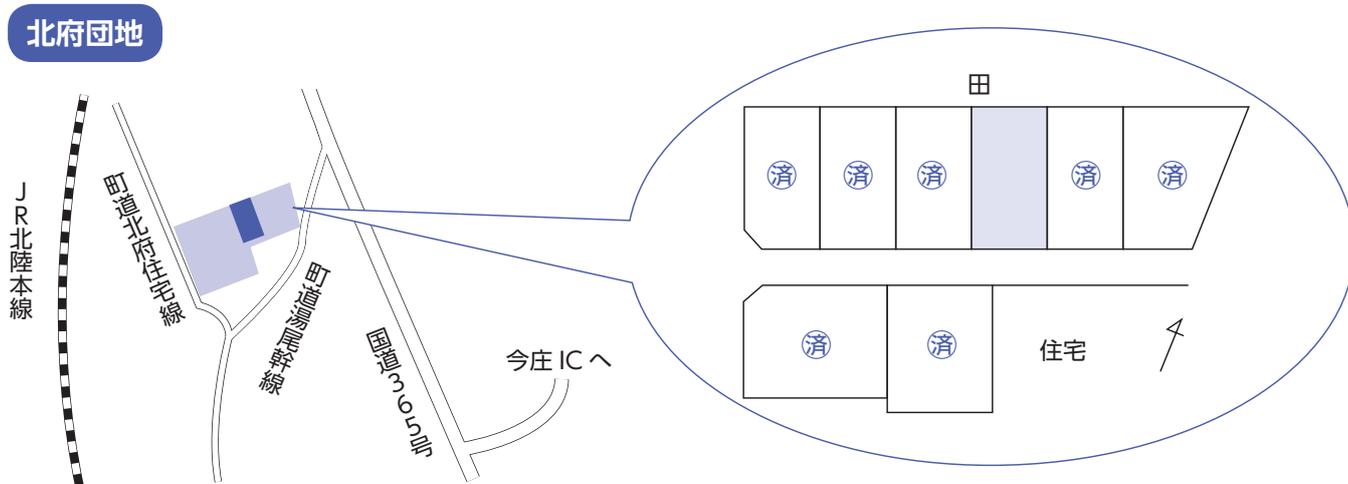
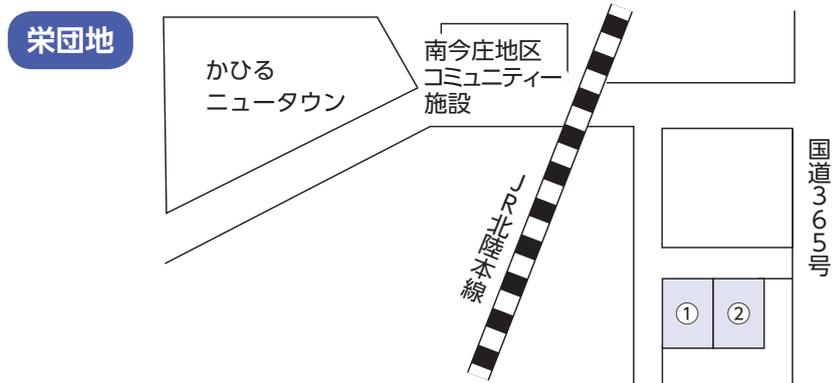
# 栄団地・北府団地の分譲について

町では、若い世代の定住を促進するため、今庄栄団地2区画・北府団地1区画の宅地を分譲します。

- 募集要件** 契約後3年以内に住宅を建築すること。  
単身者であっても購入できます。 ※土地の転売は禁止です。
- 優先条件** 申込者が40歳未満の方。ただし、申込期間終了後、希望者がいない場合は、優先条件なしで募集予定です。
- 申込方法** 所定の申込書に必要事項を記入の上、建設整備課に提出してください。  
(申込書は、建設整備課へ来庁されるか、町ホームページからダウンロードしてください。)
- 受付期限** 令和3年12月10日(金)まで 午前8時30分～午後5時15分(土日は除きます)
- 補助金** ①住宅建設時に30歳未満の申請者は宅地分譲価格の40%、40歳未満の申請者は20%を補助します。  
②町内建設業者で住宅建設の契約を締結した場合には30万円を補助します。

分譲団地	分譲面積(坪)	募集区画	分譲価格(坪単価)
栄団地	約103坪	2区画	25,400円
北府団地	87.26坪	1区画	40,000円

**申込区画数** 1家族につき1区画のみ(同じ区画に応募が重複した場合は、抽選を行います。)



■ 問合せ 建設整備課 ☎ 0778-47-8003



ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。